

様式第6号 (第16条関係)

年 月 日

泉南市学習用タブレット等貸出決定取消通知書

泉南市立信達小学校

年 組

様

泉南市教育委員会

泉南市学習用タブレット等貸出規定第16条により貸出の取消について通知します。

利用者名 (児童・生徒)	
貸出取消しを決定する 学習用タブレットの番号	管理番号:
附属品	
貸出取消理由	( ) 利用者が、市外学校等へ転出するため。 ( ) 利用者が、 <u>第12条の規定*</u> に違反したため。 ( ) 上段に掲げるもののほか、貸出備品の管理運営において特別な事情が生じたため。
<p>* (貸出備品の取扱い)</p> <p>第12条 利用者は、貸出備品について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。</p> <p>2 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 貸出備品を、他者に使用させ、又は転貸すること。</p> <p>(2) 貸出備品を、売却、担保の設定、廃棄又は故意に破損すること。</p> <p>(3) 貸出備品を、学習活動以外に使用すること。</p> <p>(4) 貸出備品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。</p> <p>(5) 教育委員会等が別に定めるタブレットの使用に関するルル等に反する行為を行うこと。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、学習用タブレット等貸出の目的に反すること。</p> <p>○貸出終了の返却は、各小中学校の指示に従ってください。</p>	